

様式第 1 号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

所 在 地  
法 人 名  
代表者職氏名  
施 設 名

㊞

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付要綱第 7 の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 \_\_\_\_\_ 円

2 事業内容 別添事業計画書のとおり

3 添付書類

- (1) 役員情報届出書（規則様式第 1 号の 2）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 事業収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 前年度決算書
- (5) 公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）に提出した企業主導型保育事業（運営費）助成申込書及び企業主導型保育事業（整備費）助成申込書の写し（どちらかしかない場合はどちらかのみで可。）
- (6) 協会から通知を受けた企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書及び企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書の写し（どちらかしかない場合はどちらかのみで可。）
- (7) 購入予定の備品の見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号

事業計画書

年 月 日

法人名  
施設名

1 対象施設の概要

(1) 施設の所在地 : 堺市 \_\_\_\_\_

(2) 開設予定年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 補助事業の概要

(1) 定員 (うち地域枠) : \_\_\_\_\_ 人 ( \_\_\_\_\_ 人)

(2) 別表中の類型番号 : \_\_\_\_\_ ① ・ ② ・ ③ \_\_\_\_\_

(3) ((2) で①又は②を選択した場合) 補助事業者が、補助事業者以外の者と契約を締結し、別表中の類型番号①又は②の事業を実施する場合の、補助事業者以外の者の法人名 (従業員枠の数)

① \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 人) ② \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 人) ③ \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 人)

(4) 補助対象経費 : 備品等購入経費 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号

年度 事業収支予算書

年 月 日

法人名  
施設名

収 入 (単位：円)

収入の種類	予 算 額	内容説明 (算出基礎等)
1 堺市補助金	※	
2 設置者負担金		
3 借入金		
4		
収入合計		

支 出 (単位：円)

支出の種類	予 算 額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1 備品等購入費用			
2			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第4号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付決定通知書

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者職氏名  
施設名

様

堺市長 印

年 月 日付けで申請のあった堺市企業主導型保育事業開設経費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	
補助金交付決定額			円
交付予定時期	補助金の額の確定通知後に交付するものとする。		

- 1 補助の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
  - (2) 補助事業を行うために締結する契約については、複数事業者から見積書を徴するなど、適正な価格での契約となるよう手続きを行わなければならないこと。
  - (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

- (6) 当該補助金の交付決定を行った年度中に、事業を完了させること。
- (7) 地域枠及び、別表中の類型番号①又は②に係る従業員枠については、特段の事情がない限り、補助の対象とした備品にかかる適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、継続して設定すること。
- (8) 当該補助金の交付決定の通知を受けた翌年度の4月1日までに企業主導型保育施設を開設すること。
- (9) 堺市企業主導型保育事業開設補助金交付要綱（以下「要綱」という。）12に定める実績報告を行うまでに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に定める届出を行うこと。
- (9) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）及び要綱の規定に従うこと。
- (10) 当該補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の変更交付申請を行おうとする場合は、要綱7に定める申請手続きに従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- (11) 変更交付申請の内容に係る事業を実施する前に、補助金の変更交付の決定を受けなければならない。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、これらを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) (12)により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (15) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。  
この場合にあつては、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

様式第5号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者職氏名  
施設名

様

堺市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した堺市企業主導型保育事業開設経費補助金については、次のとおり内容を一部変更して交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	
補助金変更交付決定額			円
交付予定時期	補助金の額の確定通知後に交付するものとする。		

1 補助の条件は、年 月 日付け 第 号堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。

様式第6号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金実績報告書

年 月 日

堺 市 長 殿

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

㊞

施 設 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度堺市  
企業主導型保育事業開設経費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて、報告しま  
す。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金所要額 \_\_\_\_\_ 円

3 実績の概要 別添事業実施報告書のとおり

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 事業収支決算書（様式第8号）
- (3) 備品の購入に係る契約書の写し又は領収書の写し
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に定める届出書の写し
- (5) 補助事業者以外の者と企業主導型保育事業等の実施について（平成29年4月27日府子本第370号雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（「平成29年度企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について（平成30年6月14日府子本第655号子発0614第2号）により一部改正されたもの。以下「実施要綱」という。）第3の4（2）①に定める契約を締結し、別表中の類型番号①又は②の事業を実施する場合、実施要綱第3の4（2）②に基づく契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号

事業実施報告書

年 月 日

法人名  
施設名

1 対象施設の概要

(1) 施設の所在地 : 堺市 \_\_\_\_\_

(2) 開設年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

2 補助事業の概要

(1) 定員 (うち地域枠) : \_\_\_\_\_人 ( \_\_\_\_\_人)

(2) 別表中の類型番号 : \_\_\_\_\_①・②・③\_\_\_\_\_

(3) ((2) で①又は②を選択した場合) 補助事業者が、補助事業者以外の者と契約を締結し、別表中の類型番号①又は②の事業を実施する場合の、補助事業者以外の者の法人名 (従業員枠の数)

① \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_人) ② \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_人) ③ \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_人)

(4) 補助対象経費 : 備品等購入経費 \_\_\_\_\_円



様式第8号

年度 事業収支決算書

年 月 日

法人名  
施設名

収入 (単位：円)

収入の種類	決算額	内容説明 (算出基礎等)
1 堺市補助金	※	
2 設置者負担金		
3 借入金		
4		
収入合計		

支出 (単位：円)

支出の種類	決算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1 備品等購入費用			
2			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第9号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金確定通知書

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者職氏名  
施設名

様

堺市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定（ 年 月 日  
付け 第 号で変更交付決定）した、 年度 堺市企業主導型保育事業  
開設経費補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したの  
で通知します。

補助年度		補助金の名称 (又は補助事業名)	
補助金交付決定額			
補助金確定額			

1 補助金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。

様式第10号

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金請求書

年 月 日

堺 市 長 殿

所 在 地  
法 人 名  
代表者職氏名  
施 設 名

印

年度 堺市企業主導型保育事業開設経費補助金について、堺市補助金交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	
交 付 決 定 通 知	年 月 日	付 け 通 知	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
確 定 通 知	年 月 日	付 け 通 知	第 号
補 助 金 確 定 通 知 額	円		

なお、上記補助金については下記口座へ振り込んでください。

振込先金融機関		支 店 名	
預 金 種 目	当 座 ・ 普 通	口 座 番 号	
振込先口座名義			

- 1 堺市企業主導型保育事業開設経費補助金確定通知書の写しを添付すること。
- 2 補助金の交付請求の期日は、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して、10日以内とする。

様式第11号

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

堺市長殿

所在地  
法人名  
代表者職氏名  
施設名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定（ 年 月 日付け 第 号で変更交付決定）を受けた堺市企業主導型保育事業開設経費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 補助金の確定額又は精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等